

5 障がい者計画

5-1 基本目標1 汗水で築こう地域のきずな

5-1-1 意識啓発・福祉教育

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
1	1) 広報活動の充実	継続	広報誌やHPなど、既存の広報手段に加え、当事者により伝わりやすい方法を検討する。	福、 企	自らの広報物・ネットワーク等を通じて、支援制度・サービス等に関する情報発信を図る。	障がい者福祉に関する情報提供等について、当事者の立場から具体的な充実・改善策を提案する。	行政サービスや障がい者団体、福祉施設のイベント・活動等のPRに協力する。
2	2) 福祉制度・サービスの説明会等、障がい者支援制度に関する情報提供の強化	継続	福祉関係者や住民向けに、各種障がい者支援制度の概要や利用方法等を説明する機会の充実を図る。	福	それぞれの組織・団体内において、参加を呼び掛ける。	積極的に説明会等へ参加する。	地域団体を通じて、説明会等の情報を周知する。

1 担当課の略号は以下の通り。次ページ以降も同じ。

福：社会福祉課、児：児童家庭課、健：健康保険課、総：総務課、企：企画財政課、税：
税務課、街：まちづくり計画課、学：学校教育課 生：生涯学習文化課 体：社会体育
課

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
3	3) 障がい者 への虐待防 止の推進	継続	障害者虐待防止 法に基づき、市 町村障害者虐待 防止センターを 設置するととも に、住民意識の 啓発を行なう。	福	町役場と連携 して、意識啓 発や相談窓口 の周知などを 図る。	障がいのある 家族の介護等 で悩みごと・ 困りごとがあ った場合は、 積極的に相談 する。	身の回りの障 がいのある人 やその家族等 が話しやすい 職場・地域の 雰囲気づくり に努める。
4	4) 学校での 人権及び福 祉学習の充 実	継続	教職員の人権・ 福祉学習に関 する研修等を 実施し、指導 内容の充実を 図る。	学 福	教職員の研修 や授業実践等 への講師派遣 や情報提供等 で協力する。	当事者の立場 から、障がい 者の権利や福 祉等の現状を 伝える。	学校支援ボラ ンティア等に 参加し、人 権・福祉学習 に協力する。
5	5) 生涯教育 等における 福祉人材の 育成	新規	生涯学習講座等 を通じて、地域 福祉活動に参 画する人材を 育成する。 また、講演会 の開催等を通 じ、障がいに 対する住民理 解の深化を図 る。	生 福	講座等へ講師 派遣などを行 ない、人材育 成を支援す る。	当事者の立場 から、支援ニ ーズ等を伝え る。	積極的に講座 等へ参加す る。
6	6) 町立学校 への福祉ネ ットワーク 拠点の設置	新規	社会福祉協議会 や町内外の福 祉関係機関・ 団体と連携し 、町立小中 学校等に福祉 についての情 報発信や学習 、連絡調整が できるスポッ トを設け、配 置する人材を 確保する。	学 福	拠点で活動す る人材を育成 する。	設置・運営に 関して、専門 的な見地・当 事者の立場か ら助言等を行 なう	拠点へ足を運 び、障がい に関する情報 に触れる。ま た、職場等で 拠点のチラシ を設置・回覧 したりして、 PRに協力す る。

5-1-2 地域ネットワーク構築、防災・防犯、情報提供

施策番号	個別施策名	新規・継続	各自の役割				
			町役場	担当課	町社協・福祉事業所等	当事者・家族	地域・一般事業所
7	1) 地域ワーカーとの連携による相談支援体制の強化	新規	町社会福祉協議会と連携し、地域における相談支援体制の強化を図る。	福	町社会福祉協議会は地区ワーカーを継続的に配置する。福祉事業所等は情報交換等を密に図る。	自らの地区の担当ワーカーを把握し、困りごと等があれば、積極的に相談する。	自らの地区の担当ワーカーを把握し、支援が必要な当事者や家族等を支援につなげる。
8	2) 安全ネットワークの確立	新規	H23 年度に整備した災害時要援護者支援台帳の定期的な情報更新・具体的な支援ニーズの情報収集等を行ない、災害時に適切な援護が実施できる体制をつくる。	福 総	災害時等に援護が必要と考えられる人について、役場や関係機関・団体間で情報共有を図る。	災害時に援護が必要と感じている場合、周囲にそれを伝えておく。	家庭や職場の近隣で、災害時等に援護が必要と思われる人を把握しておく。
9	3) 緊急通報システムの利用促進	継続	緊急通報システムの活用について周知を強化し、利用を促進する。	福	緊急通報システムの活用について、当事者に情報提供を行なう。	一人暮らし等の場合、利用を検討する。	情報提供に協力する。
10	4) バリアフリーマップの作成・配布	新規	障害者専用駐車場のある商業施設等をマップ化し、障がいのある人の外出を支援する。	福	マップの作成・配布、活用を支援する。	マップを活用して積極的に外出すると同時に、掲載情報の更新や追加等について情報提供をする。	マップの配布に協力する。また、店舗・事業所においては、施設のバリアフリー化に努める。

5-2 基本目標2 地域で支えよう彩りのある暮らし

5-2-1 就労、余暇、交流等社会参画

施策番号	個別施策名	新規・継続	各自の役割				
			町役場	担当課	町社協・福祉事業所等	当事者・家族	地域・一般事業所
11	1) 雇用促進・就労訓練等に関する情報の提供	継続	就業・生活支援センター・ハローワーク等と連携し、障がいのある人の雇用や就労支援・訓練、助成金等の情報提供を積極的に行う。	福 企	当事者や一般の事業所等が支援制度を活用できるよう、情報提供をする。	就労訓練等に関する制度について、情報を収集・活用する。	障がいのある人の雇用・就労訓練等の制度を活用する。
12	2) 町役場及び公的機関等での雇用・優先発注の促進	継続	役場及び関係機関でのより一層の障がい者雇用を目指すと共に、需品調達等において、障がい者団体等の商品・サービスを優先購入する。	総	当事者がより付加価値の高い商品・サービス提供をできるよう支援する。	付加価値の高い商品・サービス作りを目指す。	町内障がい者団体等の商品・サービスを積極的に購入する。併せて、商品・サービスのニーズなどを伝える。
13	3) 民間事業所への雇用・障がい者団体等の商品・サービス購入要請	継続	民間事業所に対し、障がいのある人の雇用や障がいのある人が作った商品やサービスを積極的に購入するよう要請する。	福	民間事業所での障がいのある人の就労について、助言や支援を行なう。	商品・サービスのPRに努める。	障がい者団体等の商品サービスを積極的に購入・販売する。
14	4) 就労支援事業所の支援と活用	継続	助成金や活動場所の提供を通じて、活動を支援する。	福	行政の支援を活用し、利用者への対応を充実させる。	利用者として事業者と対等な立場でニーズを伝える。	就労支援事業所への仕事の発注を行なう。

施策 番号	個別施策名	新規・継 続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
15	5) 障がい者 交流・情報入 手活用の場 の確保	継続	当事者同士ある いは障がいのあ る人の家族同士 が交流したり、 情報交換をした りできる場や機 会を設ける。	福	集いの広場 等、現在実施 している事業 の周知を図 る。	交流の機会・ 場を活用す る。	事業に関する ちらしやポス ターなどを設 置したり、職 場等で回覧し たりする。
16	6) 地域活動 への参加促 進	継続	障がいのある人 もない人も共に 参加できる生涯 学習活動等を実 施する。	福 生	当事者の地域 行事・活動へ の参加を援助 するするとと もに、受け入 れ側に対する 助言等を行な う。	地域活動への 参加にあたっ て、障壁とな っている要因 などを、町や 地域活動の主 催者等に伝え る。	地域行事等に おいて、障が いのある人も 参加しやすい 運営や企画を 考える。
17	7) 障がいの ある人の情 報へのアク セス手段の 確保	継続	県身体障害者福 祉協会等での手 話通訳・要約筆 記者の派遣事業 の活用や、HP の 改善等を図り、 障がいのある人 が様々な情報に アクセスし、必 要な手段を得る ことができるよ うにする。	福 企 総	社会福祉協議 会は手話・音 訳等のボラン ティア・サー クル育成・活 動支援を継続 する。また、 社協だよりや 町広報の点訳 物の配布等を 継続する。	役場、買い物、 外出等、日常 生活の様々な 場面で、具体 的にどのような 表示・情報 が必要かを、 役場等に伝 え、改善を働 き掛ける。	職 場 や 小 売 店 ・ 飲 食 店 等 で、点字表示 など、障がい のある人でも 利用しやすい 掲示等を行な う。

5-2-2 障害のある子の保育・療育・教育

施策番号	個別施策名	新規・継続	各自の役割				
			町役場	担当課	町社協・福祉事業所等	当事者・家族	地域・一般事業所
18	1) 障がい児保育及び療育の充実	継続	障がい児保育の充実を図るために、専門家による巡回指導を強化するとともに研修等の充実を図る。 このほか、発達障害やいわゆる支援が必要な子の保育の充実を図るため、保育士の加配等について検討する。	児 福	障がいのある児童への対応について、保育所等へ専門的な助言を行なう。	当事者の立場から、町役場等に支援ニーズを伝える。	身の回りの、発達障害や支援が必要な子と考えられる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
19	2) 就学指導体制の強化	継続	障がいのある児童やいわゆる支援が必要な子に関する役場内の情報共有・活用に関するルールや仕組みづくりを推進し、切れ目のない支援を確保する。	学 福 児	学校等と連携して、障がいのある児童等の支援について、協力する。	当事者の立場から、児童の就学に対する要望・ニーズを伝える。	身の回りの、発達障害や支援が必要な子と考えられる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
20	3) 教職員の校内研修等の拡充	継続	町立小中学校における障がいのある児童生徒や支援が必要な子の指導に関して教職員研修等を充実させ、対応の強化を図る。	学	教職員研修等へ講師派遣等により協力する。	当事者の立場から、要望・ニーズを伝える。	身の回りの、発達障害や支援が必要な子と考えられる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
21	4) 学校施設等のバリアフリー化	継続	町立学校や保育所等の建て替えや修繕等に合わせ、施設のバリアフリー化を実施する。	学 街	自立支援協議会等の場を通じて、公共施設等のバリアフリー化に関し、提案・助言を行なう。	当事者の立場から、要望・ニーズを伝える。	職場や店舗等、不特定多数の人が出入りする施設については、バリアフリー化を図る。
22	5) 地域活動への参加機会の拡充	継続	障がいのある児童の子ども会活動等、地域活動への参加が容易になるようにする。	福 学 生	当事者の地域行事・活動への参加を援助するとともに、受け入れ側に対する助言等を行なう。	地域活動への参加にあたって、障壁となっている要因などを、町や地域活動の主催者等に伝える。	障がいのある児童も参加しやすい運営方法や企画を考える。
23	6) 放課後等デイサービス等の周知	継続	障がいのある児童の発達を支援するために、相談窓口や新規に創設されたサービス・既存のサービス等の周知を推進します。	福	利用が適切と思われる児童生徒の保護者等に対し、情報提供を行なう。	利用者として事業者と対等な立場でニーズを伝える。	身の回りの、発達障害や支援が必要な子と考えられる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
24	7) 親子通園事業等、通所サービス充実の検討	新規	障がい児の発達支援のために、親子通園事業の実施等を検討する。	福	自立支援協議会等の場を通じて、事業の実施に関し、提案・助言を行なう。	当事者の立場から、要望・ニーズを伝える。	身の回りの、発達障害や支援が必要な子と考えられる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。

5-3 基本目標3 暮らし続けよう住み慣れた地域で

5-3-1 保健・医療・福祉

施策番号	個別施策名	新規・継続	各自の役割				
			町役場	担当課	町社協・福祉事業所等	当事者・家族	地域・一般事業所
25	1) 町民の健康づくり推進	継続	住民健診等の受診勧奨を強化し、生活習慣病の予防・早期発見等を図り、障がいの発生予防に努める。	(健)	利用者に対し、検診等の受診を促す。また、検診等に関する広報物の掲示などに協力する。	欠かさず住民健診・職域検診等を受診し、定期的な通院を通じて健康管理に努める。	欠かさず住民健診・職域検診等を受診し、健康管理に努める。また、家族や友人知人等で未受診者がいたら、受診を促す。
26	2) 母子保健事業の推進と検診等の機会の活用	継続	妊婦健診、乳幼児検診等の受診勧奨を強化し、母子の健康管理を充実させ、障がいの発生予防、早期発見を図る。また、検診等の機会を活用して、子どもの健康や発達に関する悩みを相談や支援などにつなげる。	(健) (福)	役場と連携して相談者や要支援者に対する支援を行なう。	欠かさず住民健診・職域検診等を受診し、定期的な通院を通じて健康管理に努める。	欠かさず各種健診を受診し、母子の健康管理に努める。また、家族や友人知人等で未受診者がいたら、受診を促す。
27	3) 心の健康に関する相談支援	継続	県自殺対策緊急強化事業の一環として健康・生活相談事業を実施する。	(福)	相談窓口に関する情報提供や周知広報に協力する。	状況に応じて相談窓口を利用する。	相談窓口に関する情報提供や周知広報に協力する。

施策 番号	個別施策名	新規・継 続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
28	4) 重度心身 障害者(児) 医療費助成 制度の活用	継続	重度の心身障害 者(児)の医療 費等の自己負担 分について、助 成を行なう。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	対象に該当す る場合、制度 活用を検討す る。	身の回りの障 がいの重たい 人やその家族 に、相談をす すめる。
29	5) 小児慢性 特定疾患日 常生活用具 給付事業の 活用	継続	国指定の疾患を もつ児童に対 し、日常生活用 具を給付する。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	対象に該当す る場合、制度 活用を検討す る。	身の回りの障 がいの重たい 人やその家族 に、相談をす すめる。
30	6) 難病者等 日常生活用 具給付事業 の活用	継続	国指定の疾患を もつ方に対し、 日常生活用具を 給付する。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	対象に該当す る場合、制度 活用を検討す る。	身の回りの障 がいの重たい 人やその家族 に、相談をす すめる。
31	7) 進行性筋 萎縮症者療 養等給付事 業の活用	継続	身体障害者手帳 の交付を受けて いる18歳以上 の進行性筋萎縮 症者で、治療等 に特に長時間を 要する人に対 し、療養や必要 な訓練等を提供 する。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	対象に該当す る場合、制度 活用を検討す る。	身の回りの障 がいの重たい 人やその家族 に、相談をす すめる。
32	8) 障がいの ある人の健 康管理支援 方策の検討	継続	現在未実施の身 体障害者健康診 査事業等につい て、受託医療機 関の確保等を含 め、障がいのあ る人の健康管理 支援の方策を検 討する。	健 福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	対象に該当す る場合、制度 活用を検討す る。	身の回りの障 がいのある人 やその家族 に、相談をす すめる。

5-3-2 生活支援・住環境

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
33	1) 基幹相談 支援センタ ーの設置等 相談体制の 充実	新規	地域における相 談支援の中心と なる総合的な相 談支援センター を設置する。 また、他の事業 との連携によ り、相談支援体 制を充実させる	福	センターとの 連携により、 課題を抱える 当事者を支援 につなげる。	困りごとや悩 み事があると きは、役場や 各種相談窓口 を積極的に利 用する。	身の回りの障 がいのある人 やその家族 に、相談をす すめる。
34	2) 専門相談 員の確保	継続	社会福祉士、精 神保健福祉士 等、専門的な見 地から相談支援 が行なえる人材 を確保・配置す る。	福	町役場の人材 の確保に関 し、情報提供 や紹介等で協 力する。	町役場等に対 し、具体的な 支援ニーズ等 を伝える。	休業中の有資 格者等がいれ ば、積極的に 町の福祉事業 に参加する。
35	3) 各種障が い者支援制 度に関する 情報提供の 強化	継続	障害年金や特別 児童扶養手当な ど公的手当や税 の減免、障害福 祉サービス等、 障がい者の経済 的支援・生活支 援に資する制度 の利用方法等 について情報提 供を強化する。	福 児 保 税 企	行政の各種支 援制度・社会 福祉協議会が 所管する支援 制度につい て、情報提供 を図る	困りごとや悩 み事があると きは、役場や 各種相談窓口 を積極的に利 用する。	支援制度に関 する相談窓口 等の周知に協 力する。
36	4) 生活窮迫 時の支援制 度の周知	継続	生活保護制度 等、生活が窮迫 した際の支援制 度を周知する。	福	生活福祉資金 貸付等、短期 及び中長期の 支援策につい て周知を図 る。	対象に該当す る場合、制度 利用を相談す る。	身の回りで経 済的に困窮し ている障がい 者に、相談を 促す。

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
37	5) 障がい者の権利擁護の推進	継続	権利擁護事業や成年後見制度の利用支援の推進など、障がいのある人の権利保護に関わる制度について、その周知を徹底し、制度活用の推進を図る。	福	権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業等について、利用者への周知と活用を促す。	判断力への不安や金銭・財産管理等に関する課題がある場合、制度利用について積極的に相談・活用をする。	制度の周知に関する広報物等を職場や店舗、地域の集会所等に設置・回覧する。
38	6) 重度視覚障がい者の同行援護等の活用	新規	これまで地域生活支援事業として区分されていた重度視覚障がい者の移動支援が自立支援給付の対象となったことを周知し、サービスの活用を促進する。	福	利用者等に対し、制度の周知を図る。	サービスを活用して、外出の機会を増やす。	身の回りの障がいのある人やその家族等に制度を教える。
39	7) 障がいのある人の外出手段の拡充	継続	送迎バス活用モデル事業等、民間事業所等と連携した交通手段の確保を図り、障がいのある人が安心して外出できる交通手段の拡充を図る。	福	利用者等に対し、送迎バス活用モデル事業の周知を図る。	送迎バスモデル事業等を活用し、外出を増やす。	身の回りで障がいのある人やその家族等に対し、送迎バス活用モデル事業等を教える。

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割				
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所
40	8) 障がいの ある人の自 動車使用の 支援	継続	障がい者の運転 免許取得・自動 車改造助成事業 の活用を図る。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	制度を活用し て、免許取 得・自動車改 造をする。	身の回りの障 がいのある人 やその家族等 に制度を教え る。
41	9) 公共施設 等のバリア フリー化促 進	継続	公共施設等の建 て替えや改修に 合わせ、バリア フリー化を図 る。	街 土 福	自立支援協議 会等の場を通 じて、公共施 設等のバリア フリー化に関 し、提案・助 言を行なう。	当事者の立場 から、要望・ ニーズを伝え る。	職場や店舗 等、不特定多 数の人が出入 りする施設に ついては、バ リアフリー化 を図る。
42	10) 公営住宅 への入居促 進・町営住宅 のバリアフ リー化促進	継続	県営・公営住宅 の入居に関する 情報を積極的に 提供する。町営 住宅については 建替・改修に合 わせてバリアフ リー化を図る。 また、民間賃貸 住宅等において もバリアフリー 化を促進するよ う、関係者へ協 力を依頼する。	総 福 街	自立支援協議 会等の場を通 じて、公共施 設等のバリア フリー化に関 し、提案・助 言を行なう。	公営あるいは 民間賃貸住宅 への入居に際 し、必要な支 援等を町役場 や関係事業所 等へ伝える。	民間の賃貸住 宅等において もバリアフリ ー化を図る。

施策 番号	個別施策名	新規 ・継続	各自の役割					
			町役場	担 当 課	町社協・福祉 事業所等	当事者・家族	地域 ・一般 事業所	
43	11) 一般住宅 のバリアフ リー化の促 進	継続	日常生活用具給 付や介護保険の 住宅改修費補助 等、各種助成制 度の周知と活用 を図り、一般住 宅のバリアフリ ー化を促す。	福 街	住宅のバリア フリー化に関 する支援制度 について、利 用者等に情報 提供する。	制度を利用し て、住宅のバ リアフリー化 を行なう。	障がいのある 友人・知人等 について制度 があることを 教える	
44	12) グループ ホーム・ケア ホーム利用 への助成	新規	障がいのある人 が地域生活を送 るために、グル ープホーム・ケ アホームを利用 する場合、助成 を行なう。	福	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	制度を活用し て、地域で生 活する。	身の回りの障 がいのある人 やその家族に 制度を教え る。	
医療型 児童発達支援 【人日分】		3	69		3	69	3	69
保育所等 訪問支援 【人日分】		6	24		6	24	6	24
障害児相談支援 【人分】		3			8		15	